

# 労務通信

2020.1月号

## 進めていますか？ 36協定の締結&作成



### ◆「時間外労働の上限規制」がいよいよ中小企業にも適用

令和2年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」

「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

### ◆36協定未届事業場への案内文送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

### ◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場の個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

### ◆提出前にチェックを受けましょう

4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせずに、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

## 助成金情報

### ◆ご存じですか？「産業保健関係助成金」

独立行政法人 労働者健康安全機構は事業の一部として「産業保健関係助成金」を実施しております。これは産業保健活動（健康で安心して働ける職場づくり）に取り組む事業主に対して助成するものであり、事業場における産業保健活動の活性化を目的としています。助成金は5つに分けられます。

### 産業保健関係助成金

ストレスチェック助成金	ストレスチェックを実施し、また、医師による面接指導等を実施した従業員50人未満の事業所に対して助成。	
	①ストレスチェックの実施	1従業員につき500円を上限に実費を支給
	②ストレスチェックに係る医師による活動	1事業場あたり1回の活動につき21,500円を上限に実費を支給(上限3回)
職場環境改善計画助成金	ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境改善計画を作成、改善を実施した事業場に対して助成。	
心の健康づくり計画助成金	メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、メンタルヘルス対策を実施した事業者に対して助成。	
	1事業者あたり、一律100,000円を支給 ただし、1事業者あたり将来にわたり1回限り	
小規模事業場産業医活動助成金	産業医の要件を備えた医師または保健師と契約し、産業保健活動を実施した従業員50人未満の事業場に対して助成。	
治療と仕事の両立支援助成金	労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業者に対して助成。	
	環境整備コース	両立支援制度導入、両立支援コーディネーターを配置した場合、20万円を支給
	制度活用コース	対象労働者の雇用期間の定めの有無に応じて20万円を支給

詳細は、<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx> を参照ください。